

第6回福井エリア地域原子力防災協議会作業部会 議事概要

1. 日 時

令和7年5月27日（火） 10:00~11:30

2. 場 所

福井県庁 ※テレビ会議併用

3. 出席者

国 : 内閣府、原子力規制庁、経済産業省、国土交通省、海上保安庁

関係自治体等 : 福井県、京都府、滋賀県、岐阜県、福井県警察本部

敦賀美方消防組合消防本部、若狭消防組合消防本部

舞鶴市消防本部

ワザパー : 高浜町、おおい町、美浜町、敦賀市、若狭町、南越前町

越前市、越前町、池田町、福井市、舞鶴市、綾部市、南丹市

京丹波町、福知山市、宮津市、京都市、長浜市

中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社

関西電力株式会社、日本原子力発電株式会社

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

庶務 : 内閣府 林田推進官、相馬専門官、長澤専門官、伊藤補佐

鈴木主査、林防災専門官、正野防災専門官、西村防災専門官

松本防災専門官

4. 議 題

(1) 令和6年度における原子力防災訓練について

(2) その他

5. 配付資料

資料1-1 令和6年度福井県原子力総合防災訓練の概要

資料1-2 令和6年度京都府原子力総合防災訓練の実施結果について

資料1-3 令和6年度滋賀県原子力防災訓練の結果について

資料1-4 令和6年度岐阜県原子力防災訓練について

資料2 「原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チーム」における
検討結果及び今後の対応方針

6. 概要

(1) 令和6年度における原子力防災訓練について

- ・ 福井県から資料1-1に基づき、住民避難訓練等の実施結果について報告があり、能登半島地震を踏まえ、従来のヘリ・船舶に加えてゴムボートや地元の遊漁船を使用した住民搬送を行ったとの説明があった。また、円滑な避難に向けて、LINEアプリやAI電話による避難所の受付を実施したほか、原子力防災ピクトグラムによる分かりやすい案内を行ったとの説明があった。
- ・ 福井県からの説明後、内閣府から福井県に対し、LINEアプリによる避難所の受付や原子力防災ピクトグラムの効果について質問があった。それに対し、福井県から、前者については住民アンケートにおいて正確で効率よく情報伝達できたとの好意的な意見などがあったこと、後者については令和5年度の訓練における指摘を踏まえて看板の上部に大きく絵を入れたことで分かりやすく表示することができたとの回答があった。
- ・ 京都府から資料1-2に基づき、住民避難訓練等の実施結果について報告があり、能登半島地震を踏まえ、孤立リスクがある地域において船やヘリによる輸送の取り組みや、新たに整備した放射線防護対策施設である宮津市の「養老地区公民館」における陽圧装置を作動させた訓練の説明があった。
- ・ 京都府からの説明後、内閣府から京都府に対し、「養老地区公民館」以外の放射性防護対策施設の整備状況について質問があった。それに対し、京都府から、新たに「特別養護老人ホーム天橋の郷」を整備しているとの回答があった。
- ・ 滋賀県から資料1-3に基づき、災害対策本部事務局運営訓練、災害対策本部本部員会議運営訓練、住民避難訓練の実施結果について報告があり、能登半島地震を踏まえ、避難経路途絶を想定した道路啓開訓練及び孤立集落発生に伴うヘリによる住民避難を訓練項目として設定したが、ヘリによる住民避難の訓練は視界不良のため中止となったとの説明があった。
- ・ 岐阜県から資料1-4に基づき、本部運営訓練と現地実動訓練の実施結果について報告があり、能登半島地震を踏まえ、道路啓開による孤立解消やモニタリングポスト欠測時の対応、避難所運営の支援手続等を確認するとともに、一時集合場所や避難所等に原子力防災ピクトグラムを掲示したとの説明があった。
- ・ 各府県による説明終了後、内閣府から、各府県による説明及び質疑において避難計画等の充実や原子力防災体制の強化に繋がる事項が確認できたとの発言があった。その上で、各府県に対し、昨年度の訓練の内容に限らず、緊急時対応の取りまとめ・改定後にも同様の事項がなかったか、質問があった。
- ・ それに対し、福井県から、令和3年1月以降、県内で新たに4つの放射線防護対策施設（美浜中央小学校、内外海小学校、美浜西小学校、社会福祉法人美

方福祉会湖岳の郷)を整備したとの回答があった。

- ・ また、滋賀県からは、令和3年1月以降に県の広域避難計画を改定し、「高島B&G海洋センター」を新たに避難退域時検査場所の候補地に指定したとの回答があった。さらに、能登半島地震を踏まえ、孤立するおそれが高い地域について整理していきたい旨の発言があった。
- ・ 内閣府から、緊急時対応の取りまとめ・改定後から一定期間が経過し、避難計画等の充実や原子力防災体制の強化に繋がる事項が新たに複数確認できたことから、今後3地域(高浜・大飯・美浜)の緊急時対応の改定に向けた検討を進めたい旨の発言があった。
- ・ それに対して、福井県から、緊急時対応の改定に向けた検討において、能登半島地震で発生した事象を検証して必要な対策を盛り込むとともに、緊急時対応案の議論が進められている柏崎刈羽地域において得られた新たな知見を反映してほしい旨の発言があった。
- ・ 福井県の発言を受け、内閣府から、能登半島地震を踏まえた緊急時モニタリングの体制強化に向けた取組を国として進めていることを紹介するとともに、柏崎刈羽地域において得られた知見についても福井エリアの地域の実情に応じた形で反映できるよう、今後議論を進めていきたい旨の発言があった。
- ・ 内閣府から、次回の作業部会において3地域の緊急時対応の主な改定項目について骨子を示し、緊急時対応の改定に向けた検討を開始する旨、発言があった。

(2) その他

- ・ 原子力規制庁から、資料2に基づき、「原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チーム」における検討結果として、
 - ✓ 従前どおり全面緊急事態時には、UPZ全域で屋内退避を実施すること
 - ✓ 屋内退避の解除については、①原子炉施設の状態が安定していること、②プルームが滞留していないこと、この2つの要件を満たしていること
 - ✓ 屋内退避を継続できるかを判断するタイミングの最初の目安を屋内退避開始から3日後とし、3日後以降は日々継続できるかを判断していくこと
 - ✓ 避難への切り換えについては、地方自治体から情報提供等を踏まえ、国が総合的に判断すること
 - ✓ 屋内退避中に、住民が生活の維持に必要な一時的な外出をすることは、屋内退避を継続する上で必要な行為であることとされたことについて、説明があった。
- ・ また、今後の対応方針として、屋内退避の解除要件、屋内退避の継続を判断するタイミングの目安、避難への切り換え、屋内退避中の一時的な外出等につ

いて原子力災害対策指針を改正することが、原子力規制委員会において了承されたことなどについて、説明があった。

- ・ 南丹市から、屋内退避の指示はどこから出されるのか等の質問があった。それに対して、原子力規制庁から、全面緊急事態において屋内退避を実施することになるので、原子力災害対策本部から指示が出される等の回答があった。
- ・ また、岐阜県から、屋内退避中にも活動することが可能な民間事業者の活動範囲について質問があった。それに対して、原子力規制庁から、病院での医療行為や物資等の輸送活動は可能な活動に該当すると考えられるとの回答があった。

以 上